1 損害賠償責任保険

(1) 目的

SAGA2024佐賀市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が主催する第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」(以下「大会」という。)において、令和6年9月から10月にかけて開催される競技会の大会期間中において、実行委員会が所有又は管理運営する諸施設等の不備又は運営上の過失に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合の補償を受けるため、損害賠償責任保険に加入する。

(2) 内容

ア 施設賠償責任保険

(7) 対象

競技会場、練習会場、駐車場、総合案内所等及び会場内外に設置する 看板や仮設物等、実行委員会が所有し、又は管理するもの並びに大会運 営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体又は所有物に損 害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

(4) 補償内容

E /\	保険金額(支払限度額)		
	1 人	1 事故	保険期間中
対 人	1億円	1億円	3 億円
対 物		1億円	3 億円

※免責金額なし

(ウ) 保険条件

別紙1「大会概要」、別紙2「損害賠償責任保険対象者数推計」、 別紙3「練習会場」、別紙4「仮設物設置状況一覧(会場外含む)」、 【様式】総合案内所(別紙1「施設賠償責任保険対象者推計表」、別紙 2「仮設物設置状況一覧(会場外含む)」)、【様式】共通看板一覧(別 紙1「共通看板一覧」)、【様式】臨時駐車場一覧・看板(別紙1「臨 時駐車場一覧」、別紙2「臨時駐車場看板」)を参照。

(エ) 保険料の算出

保険料は、別紙1「大会概要」から別紙4「仮設物設置状況一覧」、総合案内所(別紙1、別紙2)、共通看板一覧(別紙1)、臨時駐車場一覧・看板(別紙1、別紙2)までの保険条件を前提として算出し、補償対象日もこれに対応するものとする。なお、補償対象日は、各別紙記載の対象期間のとおりとする。

イ 医師等賠償責任保険

(ア) 対象

実行委員会が管理運営する救護施設等での医師又は看護師等の医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

(イ) 補償内容

区 公	保険金額(支払限度額)		
区 刀	1 名	1 事故	保険期間中
対 人	1億円	1億円	3 億円

※免責金額なし

(ウ) 保険条件

別紙5「医師及び看護師等配置」を参照。

(工) 保険期間

開催期間(開催準備期間を含む。)の開始日から1ヶ月以上とする。

(オ) 保険料の算出

保険料は、別紙5の保険条件を前提として算出し、補償対象日もこれに 対応するものとする。

ウ 生産物賠償責任保険

(ア) 対象

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

(化) 補償内容

区		保険金額(支払限度額)			
		1 人	1 事故	保険期間中	
	対 人	3,000万円	3 億円	3 億円	

※免責金額なし

(ウ) 保険条件

別紙 6「飲食物提供予定一覧」、【様式】おもてなしドリンク(別紙 1) 「飲食物提供予定一覧(各競技)」)を参照。

(エ) 保険料の算出保険料は、別紙6、【様式】おもてなしドリンク(別紙1) の保険条件を前提として算出し、補償対象日もこれに対応するものとする。

工 受託者賠償責任保険

(ア) 対象

実行委員会が借り受けた第三者の財物を破壊させたことにより、法律上

の損害賠償責任を負う事故をいう。

(化) 補償内容

豆 八	保険金額(支払限度額)	
区 分	1事故	保険期間中
対 物	時価	時価総額

※免責金額なし

(ウ) 保険条件

別紙7「借用競技用具等一覧」を参照し、求償権不行使特約(別紙9)を付帯すること。

(エ) 保険料の算出

保険料は、別紙7の保険条件を前提として算出し、補償対象日もこれに対応するものとする。

2 傷害保険

(1)目的

被保険者が、大会の開催準備業務若しくは運営業務に従事しているとき、当該業務に 従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動 中、又は競技の観覧中等に発生した偶発の事故により、生命又は身体に生じた損失を補 償するため、傷害保険に加入する。

(2)被保険者及び対象

	灰 1 久 ∪ · 刈 家				
区分	被保険者	対 象			
A	大会役員、競技会役 員、競技役員、競技 補助員	・大会の開催準備業務若しくは開催業務に従事し			
В	医師	ているとき ・当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を 出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間			
С	看護師等	の移動中 ・一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて偶然事故が発生したとき			
D	一般観覧者				

(3)補償内容

区分	内 容
死 亡	偶然の事故による傷害に起因して、受傷日から 180 日以内に死亡したとき
後遺障害	偶然の事故による傷害に起因して,受傷日から 180 日以内に後遺症 が生じたとき

入	院	偶然の事故による傷害に起因して、日常生活又は平常業務に支障が生じたため、医師の指示により入院して治療を受けたとき(受傷日から 180 日以内の間に限る。)
通	院	偶然の事故による傷害に起因して、日常生活又は平常業務に支障が生じたため、医師の指示により通院して治療を受けたとき(受傷日から 180 日以内の間で、通院日数は 90 日を限度とする。)

区分	保	険 金 額(支払限度額	頁)
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
A	2,500万円	5,000円	3,000円
В	1億円	30,000円	10,000円
С	3,000万円	10,000円	5,000円
D	500万円	4,000円	2,000円

(4)保険料の算出及び保険条件

- ア 保険料は、別紙 8「傷害保険被保険者数推計」の保険条件を前提として算出し、被保険者区分別に無記名式で行うものとする。
- イ 1人1日あたりの保険料は、各日別の従事者数等の多少にかかわらず、同一 金額に設定するものとする。
- ウ 怪我に対する補償に加え、日射病及び熱射病等の熱中症、細菌性及びウィル ス性食中毒に対する補償を含むものとする。

(5)保険料の支払い

(1)保険料は、競技会開催前に、暫定の被保険者数に基づく概算保険料を支払うものとし、競技会が終了した後に、被保険者数を確定・集計のうえ、精算するものとする。

3 各保険に係る共通事項

- (1) 上記補償内容と同等以上であれば保険種類は問わない。
- (2) 落札業者は、保険種別及び競技別に保険料の明細を提出することとする。
- (3) 長期の契約になるため、保険料の改定があった場合は実行委員会と協議し、変更契約を行うことができるものとする。
- (4) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、実行委員会と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 上記に定めのない事項であっても、当然行われるべき事項については良心的に行うこと。